

Q なぜ平常時からの地域の取組が必要なのですか？

A これまでの大震災の例をみても、行政の活動が本格的に開始されるまでに、発災後3日程度は必要となっていて、被災した方のほとんどが、隣近所か地域の方に助けられています。地域の防災力を高めていただくために、日頃からの関係づくりが大切です。



Q 災害時に必ず支援できるとは約束しにくいのですが。

A 災害はいつ起こるかわからず、支援者も被災することがあります。支援者や隣近所の方には、できる範囲内で支援をお願いするものです。



Q どれくらいの地域に、支援の仕組みがあるのでしょうか？

A 横浜市内の約7割の自治会町内会で災害時要援護者支援に取り組んでいます（平成25年4月現在、各区役所で把握している取組）。多くの地域で取組が進むように、各区役所による地域への支援を行っています。

Q 私たちの地域でも取組を始めてみたいのですが。

A 各区役所で、災害時要援護者の支援に取り組みたい地域への支援を行っています。これまでの地域の取組及び地域の自主性を尊重し、取り組む方法は区役所との相談の中で、地域が選択できるようにしています。

災害時に備えた 平常時から要援護者支援に ご理解ご協力を



大地震などの災害が発生した時に、自力で避難することが困難な方々があります。日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となって、いざという時の助け合いにつながります。平常時からの地域の自主的な取組により、災害発生時の安否確認や避難支援などの活動が行えるように、地域の取組への支援を進めています。

「災害時要援護者」とは

「災害時要援護者」とは、地震などの災害発生時に

- 必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な方
- 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な方

をいいます。一般的には要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、難病患者、外国人等があげられます。

横浜市では、特に避難行動が困難だと考えられる方々のうち、福祉システムで把握できる、次の方々の名簿を作成しています。

① 介護保険の認定を受けている方のうち

- 要介護度3以上（重度）の在宅で生活する方
- 一人暮らしの高齢者または高齢者世帯でいずれもが介護保険の認定を受けている方
- 認知症のある方

② 障害のある方のうち

- 障害者総合支援法の福祉サービスの支給決定を受けている身体・知的障害の方、難病患者の方
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳（愛の手帳）A1・A2（重度）の方



この他にも、避難はできても、避難場所での生活が困難な方も災害時要援護者です。災害時には、けがや持病の悪化等で誰もが要援護の状態になる恐れがあります。

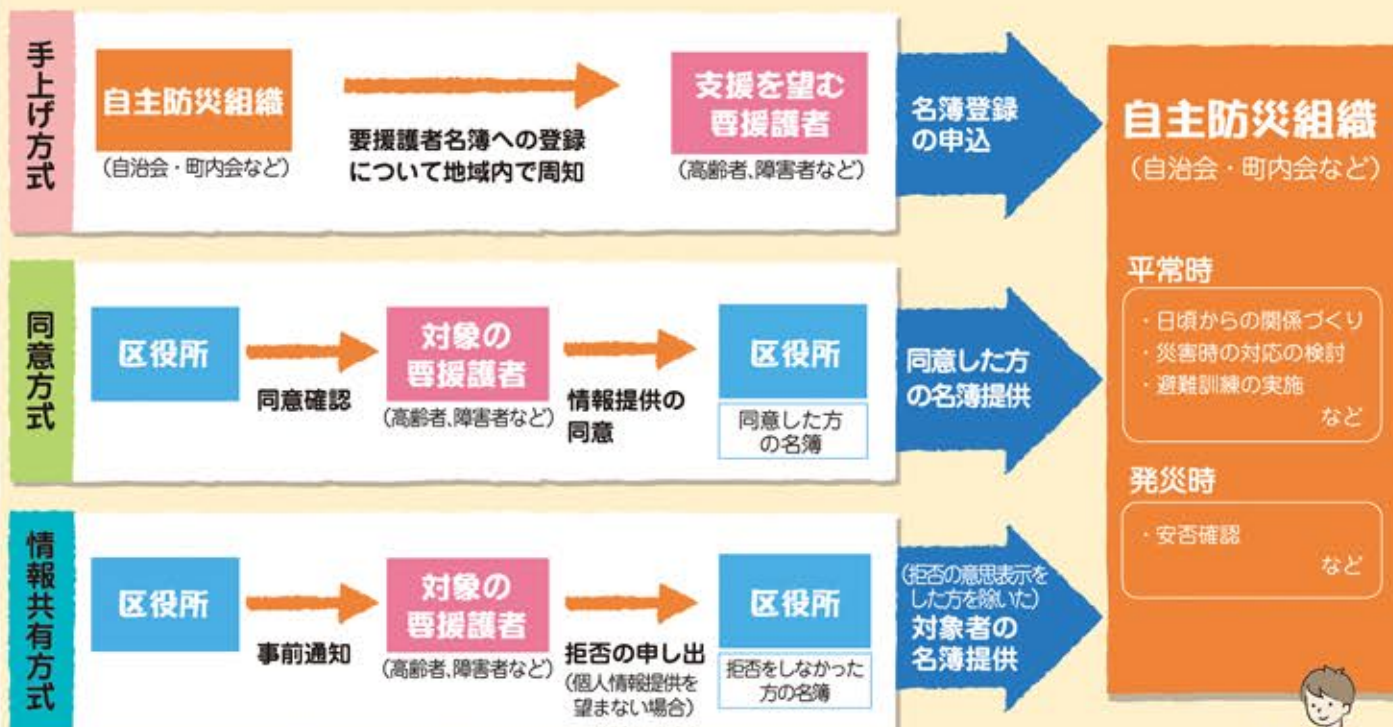
地域における要援護者の把握方法

災害時要援護者支援の取組は、要援護者を把握することから始まります。現在、地域により様々な方法で行われていますが、主に3種類の方式があります。

この他にも、複数の方式を併用している地域や独自の方法で要援護者を把握している地域があります。

手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら登録を希望する方を募ることにより名簿を作成する方式
同意方式	区役所から対象者へ、協定を締結した自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報(名簿)を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、協定を締結した自主防災組織等に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報(名簿)を提供する方式 (横浜市震災対策条例の規定による個人情報提供です。)

取組の流れ



区役所から情報(名簿)提供を受ける場合(同意方式、情報共有方式の場合)

- ・区役所と協定を締結することが必要です。
- ・名簿の保管方法などを決めて、適切に管理します。
- ・個人情報を取り扱う方は、個人情報の保護と活用に関する研修を受けます。



「いつも」の備えが「もしも」に活きる

支援活動の具体例

平常時の支援

- ★日頃からの声かけ、関係づくり、見守り



- ★災害の発生時に備えた活動 (要援護者の名簿づくり、避難訓練、災害マップづくり)

- ★要援護者への相談に基づき、緊急連絡先や、かかりつけ医、支援にあたり配慮が必要なことなどを書きとめた個人支援カードなどの作成



など

災害時の支援

- ★安否の確認



- ★目や耳の不自由な方にもわかるよう、避難などの災害情報を伝達



- ★避難場所への誘導



など

